

※本書は、経営事項審査の審査基準日に未加入の社会保険があった（経審通知書の社会保険欄に「無」の表記がある）が、その後、当該社会保険が法令で適用除外となった場合に、提出してください。

社会保険に関する誓約書

1 当社は、本書の提出日において、次の保険に適法に加入しています。

（※該当する保険をマークしてください。）

雇用保険 健康保険 厚生年金保険

2-（1）当社は、本書の提出日において、次の保険が法令で適用除外とされています。

（※該当する保険をマークしてください。）

雇用保険 健康保険 厚生年金保険

2-（2）法令で適用除外である理由は、次のとおりです。

（※該当するものにマークし、必要事項を記載してください。）

従業員規模等による（従業員 人）
 国民健康保険組合への加入による
 その他（ ）

以上、誓約します。なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、いかなる措置を受けても異議ありません。

大阪府知事 様

年 月 日

業者番号（ID）

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

※本書において、雇用保険とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険を、健康保険とは健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険を、厚生年金保険とは厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険をいいます。

※自らが「法令で適用除外」に該当するかどうかを確認しようとするときは、健康保険及び厚生年金保険については日本年金機構（年金事務所）に、雇用保険については厚生労働省（公共職業安定所）にお問い合わせください。